

答弁書第一号

内閣参甲第一九七号

昭和二十三年十二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出事業所得に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員板野勝次君提出の事業所得に関する質問に対する答弁書

一、清涼飲料水業者の事業所得の査定については、所得税法の規定により適実な所得計算を行うよう努め
ている。

二、所得計算を行う場合は、収入金額及び必要経費とも実際の金額によつてゐるから、
Ⓐ 価格割れを Ⓑ 價格で計算したため過重となるようなことはない。

三、質問のような事實はない。

四、質問事項申現に纏つてゐる計数は、次のとおりである。

清涼飲料税課税石数等調

財務局名	昭和二十二年 度		昭和二十三年 度		製造業者数 (昭二三、三、 末日現在)
	課税石数	手持品 課税石数	課税石数	手持品 課税石数	
東 京	五三、六七三	一四九	四五、三五七 ^石	三一九 ^石	一四〇
大 阪	七〇、八〇七	三三三	五五、五四四	三〇〇	一九二

札	幌	三、四一四	一六	四、五九四	一〇	一〇
仙	台	五、一八五	一四六	七、五〇二	一三七	五三
名	古屋	三七、〇二〇	九七	二四、二一九	一九五	一四二
廣	島	二九、七七六	九八	二三、七七五	一二〇	一四四
高	松	九、四六一	四四	七、〇一一	一八	五九
熊	本	二一、〇〇六	二三一	二三、八〇六	二〇七	一二〇
計		一三三〇、三四四	一、〇一四	一九一、八〇八	一、三〇六	八六〇

備考 本表は、課税石数であるが、生産石数はこの石数により大体推計せられるのでこれを提出する。